

資料2

議会議員・農業委員会の委員の定数
及び任期等の取扱い小委員会

中間報告書

平成20年8月28日

小林市・高原町・野尻町合併協議会

◆ 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の中間報告について

本小委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会より付託を受けた、新市における議会の議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて、審議・検討を重ねた。

付託された事項について、第5回小委員会（8月21日）開催までの審議経過について、次のとおり報告する。

<議会議員の定数及び任期等について>

(1) 経過

議会の議員の取扱いでは、まず前協議会（1市2町1村の合併協議会及び1市1村の合併協議会）における審議経過等について確認し、共通認識を図った。

編入される側の議員が失職となる地方自治法の原則と、合併特例法に定められた定数特例又は在任特例の適用について、どの方法を選択すべきかの協議が進められ、それぞれの報酬、選挙経費、議場設置等の経費を含んだ比較表を基に議論を深めた。

第2回の小委員会において、地方自治法の原則（編入される議員の失職）については、「住民感情からして認めがたい。」「今までの経緯で小林市民の賛同も得られるのではないか。」ということで、次回以降は協議しないこととした。

第3回以降については、定数特例と在任特例のそれぞれの必要性（行財政改革の観点、住民の不安解消、アンケートによる住民の声等）について議論が交わされたが、非常に難航しており、第5回の小委員会においても調整がつかず、第6回小委員会（8月28日）に継続協議となった。

第1回小委員会経過報告

5月29日 高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

委員の互選により委員長に小林市の中屋敷慶次委員、副委員長に高原町の清水公雄委員を選出した。

協議事項に入り、まず小委員会のスケジュールについて事務局から説明があり、委員から「視察研修を計画しているようだが、前回小林市と須木村の合併事例もあるので、視察研修が必要なのか疑問である。研修はどのような内容なのか。」との質疑が出された。

次に、編入合併の場合の議会議員の定数及び任期の取扱いについて事務局から説明があり、委員から「各特例を用いた場合の経費を選挙執行経費も含んだ

形で示してほしい」「在任特例の場合、議場の新設にかかる経費も示してほしい」「高原町、野尻町の議員の任期はいつまでなのか」等の意見・質疑が出された。

また、確認事項の小委員会視察研修について、「今回の視察先は定数特例であり、在任特例の事例先にも行かなければ公平性に欠くので、両方を研修できるように調整してほしい」「合併協議会だけでなく、過去に合併したまちの成功事例・失敗事例を学びたい」「小林市と須木村の合併では在任特例を適用したので、いまさら研修に行く必要があるのか」等の質疑・意見が出され、事務局で再度調整することとした。

第2回小委員会経過報告

6月26日 野尻町役場大会議室

協議ではまず、議会議員の定数及び任期等の取扱いについて、選挙執行経費・議員人件費の比較、在任特例適用時の議場候補地について、事務局から説明があり、委員からは次のような意見・質疑が出された。

- ・選挙費用については、実績と比較して高額だが、実績で出してほしい。
- ・住民からすれば経費が一番気になる場所である。小林市の報酬と2町の現行報酬額のそれぞれを基準とした資料を準備してほしい。
- ・高原、野尻両町の議員が現行報酬のままで行くと言った場合は、認められるのではないか。
- ・特例の方法は2つある。議員の定数をどうするか、数字も大事だが、新市をどうしていきたいかといったことが重要視されるべきでは。
- ・2町の現行報酬で試算していただきたい。今の資料と比べ、人件費はマイナスになっているはずだ。
- ・議会は3市町の持回りでやればいい。
- ・この議題は住民が重要視している。住民の考え方、議員の考え方、その接点をどこに持っていくのか勘案しながら進めていかなければならない。
- ・住民の意見を尊重する。住民の意向を把握して次回持ち寄ればどうか。
- ・小林市民は現在、旧須木村民との一体化を図っている。今回は、編入合併であるという考えでいてほしい。

●自治法の原則について

- ・参考資料の特例適用によると原則が多いが、このことに驚いている。
- ・住民感情から考えて、原則は厳しいのではないか。
- ・今までの経緯からすると、原則でなくても小林市民の賛同も得られるのでは

ないか。

●定数特例について

- ・定数が少なくなると、合併後の決定事項について意見が通らない。
- ・やはり現行の2町の報酬試算があつてこそ、適用の判断ができるものである。

●在任特例について

- ・住民のために選挙費用も実績で出した方がいい。
- ・選挙区はオープンでやればよい。

意見を踏まえ、議会議員の定数及び任期等について、自治法の「原則」については今後協議しないということと、7月14日に臨時の小委員会を開催することを確認した。

第3回小委員会経過報告

7月14日 小林市役所大会議室

●小林市選出委員の意見

- ・原則だと2町は納得されないだろう。定数か在任の二者択一ということで進めていただきたい。
- ・個人的には在任特例と言いたいが、財政的なことを考え、定数特例を適用する考えを持っている。
- ・今回は編入合併ということなので、定数特例が望ましいと考える。
- ・合併の意義を考える時、経費を削減することが重要ではないか。定数特例が良い方法ではないか。
- ・小林市議会では大方、定数特例という声がある。仮に在任特例の場合、議場に44名入ることになる。会議をする場所をどうするのかということから小林市議会は定数特例である。
- ・小林と須木が合併して2年足らず。その間高原町と野尻町が小林市との合併に進まれた経緯をお聞きしたい。2年間でなぜ方向性が変わったのか。
- ・高原町、野尻町の方から合併してくれと言ってきた。小林市には前回の不信がある。在任、在任と主張されるが、編入合併とは何なのか。
- ・市民から、前回合併していれば、今回の協議経費等も必要なかった、なぜ今ごろ合併かと言われている。
- ・高原町、野尻町が編入合併ということで定数特例を受け入れていただければ角も立たずに話が前に進むのではないか。
- ・いかに経費削減するかが合併の目的。定数特例しかないのではないか。
- ・小林市議会は、行財政改革や前回の離脱の経緯からほとんど定数特例という

意見である。

- ・本来ならば原則（失職）だが、せめて定数特例を認めないと不安であろうということで譲歩している。

- ・住民の真の関心事は議員定数。議員の定数減を恐れていれば、地域住民は合併に賛成しないのではないか。

- ・住民の感情を重視したい。小林市民だけでなくほかの2町住民の意見も聞くが、議員定数減は仕方ない、何のための合併かという声がある。

- ・小林は定数特例、2町は在任特例をそれぞれ主張している。互いに言い合うだけでは前に進まない。小林がしっかり受入れ態勢を整えないといけない。

●高原町・野尻町選出委員の意見

- ・今回は編入合併という立場である。在任特例を適用していただき、在任される議員は勉強していただきたい。

- ・色々な方の意見を聞いたが在任特例という意見が多い。個人的に在任特例の考えである。

- ・合併は住民のためにあるべき。在任特例の適用で幅広い意見を反映させる方が望ましい。

- ・昨年合併が公約であった現町長が当選したということは町民の声が合併を望んでいるということである。

- ・合併は避けては通れない。感情論でいくと合併そのものが危うくなる。広い心で受け入れていただきたい。

- ・我々は前回の統一選で住民の負託を受けて、更に議員の定数も減らし、経費節減に努めている。

- ・我々が出した経費からすると定数特例を適用したにしろ在任特例を適用したにしろ、我々の試算では大した差額はない。

- ・合併後において調整する項目を1年くらい議員全員が在任してチェックすることで住民の負託に伝えていく責任が我々にある。

- ・吸収合併されるということへの住民の不安を払拭するために、やはり在任特例が必要である。

- ・定数特例では立て続けに選挙があり、住民に混乱を来すということからして好ましくない。

- ・今度の合併は最後のチャンス。1市2町にとって大きな損失を被ることがないように前向きな協議をしていただきたい。

- ・野尻町議会では13月間在任、報酬は現行の町議会議員報酬額を据え置きという方向性で固まっている。

- ・在任特例を適用すれば経費がかかるということは住民のなかにある。まずは経費、次の選挙は定数という形が私はいいいのかなと思う。

小林市選出委員から「定数特例」、高原町・野尻町選出委員から「在任特例」を望む意見が多く出されたが、意見が集約できないため、次回継続協議とすることとした。

第4回小委員会経過報告

7月31日 小林市須木総合ふるさとセンター1階研修室

●小林市選出委員の意見

- ・住民アンケートで、我々の主張の正しさを確信した。合併に期待することは「行政の効率化、行財政改革」で、「議員・職員数の削減」が一番多い。不安な点で、「議員の削減で住民の声が届かなくなる」は最下位。以上から定数特例の適用が適切ではないか。
- ・合併協議会設置の議決で反対した議員まで含めて、在任するのはいかがなものか。
- ・小林市議会から定数特例と言われている。どうしても在任特例しか認めないのなら、小林市は合併協議から降りざるを得ない。
- ・定数特例を推す理由は①財政面、②議員数の問題、③委員会室、会派室の不足、④議員増に伴う事務局職員の増である。
- ・編入で議会会場の持回りは考えられない。
- ・基本的に編入合併では編入される市町村長及び議員は失職する。定数特例で高原町6名、野尻5名を救済する。合併効果を高めるには定数特例が望ましい。
- ・現行報酬でいくとしても定数特例の方が経費的に少なくて済む。住民のための合併でなければならない、在任特例でない地域住民の声が届かないのか、他の手段はないのか。
- ・新市まちづくり小委員会で高原町、野尻町に合併新法に基づく地域自治区を設置することを決定した。目的は合併時の不安解消。地域協議会の下に実行組織を作り、地域自治区を充実することで地域住民の声が届く。
- ・2町は議員定数を削減したが、小林市も削減している。住民アンケートで議員削減の声が多く、議員に厳しい意見。果たして住民は在任特例を納得されるのか。
- ・住民の意思確認をどこまでやっているか。一般住民は議員の特例があることすら知らない。議員の目の前で在任はおかしいと言えないはず。具体的な住民の回答が出ているアンケート調査結果を重視すべき。
- ・高原、野尻の住民説明会はどのような説明会だったのか。住民の不安とは、たぶん議員が何人か残れば良いということ。それは地域自治区設置で解消できる

のではないか。

- ・ 2町のほとんどの住民が在任特例というが、結局は議員が在任したいということではないか。議員が少なくなると意見が通らないと言うが、各種の地域・分野の組織・団体を通じていろいろな意見は集約できる。

- ・ 定数特例までは小林市は良いと言っている。後は2町に選択権を与えてある。

- ・ アンケート結果で、議員削減の声が多いのは行財政改革でなく、議員は何をしているのかという不信感。議員が全員在任して新市のチェックをしていくのはあり得ない。

- ・ 行財政改革は重視すべき。合併で須木の議員は11名が3名に減ったが、不安の声はない。予算も気を遣っていただいている。

● 高原町・野尻町選出委員の意見

- ・ 野尻町には「野尻町の未来を考える会」という住民組織があり、「住民不安の解消のため在任特例を」という団体の声がある。

- ・ 合併後の調整や「町立病院は診療所に」との小林市民の声など、数で押し切られないか不安であり在任特例をお願いしたい。

- ・ アンケートの行財政改革面では在任特例は費用が高い。しかし住民の不安の面で、一部の地域が発展して、残りの地域は寂れる不安があると60%の人が回答していた。

- ・ 議会の会場持回りは、事前に予約が可能なので問題ない。

- ・ 在任期間中は2町の現行報酬を用い、定数特例は小林市の報酬で試算すれば、そう差が出ない。

- ・ 必ずしも在任特例でないと、住民の声を拾えないということではない。ただ議会で偏ったことが起こらないとも限らない。経費に差がないなら、在任でいかせてほしい。

- ・ 何としても合併を成功させたい。議員が議員の身分の事を言うのは、保身に近いかも知れない。何が何でも在任特例を認めてくれということではない。

- ・ 住民アンケートは、どこまで住民が理解して回答したか分からない。在任特例は経費がかかるイメージしかないのではないか。

- ・ 地域自治区で本当に地域の声が届くのであれば意味があるが、やはり議員数を現状のまま在任の方が住民の不安解消になる。

- ・ 高原町では議員の定数も課題だが、病院存続の事もある。議員が減ると病院問題はどうかという不安がある。

- ・ 住民の声が届かないのでは、という意見が多数ある。協議会は、いろいろな意見を出しあって、新しいまちづくりを望んで前向きに進めていくべき。

- ・ 高原町の説明会は、法定協設置前に昨年9月から各地区で開催し、なぜ合併協議をするのか、行財政改革の観点、編入合併と新設合併の違い等を説明した。

・高原町議会では区長会との意見交換会を行い、大方の区長が「在任で頑張ってくれ」と言われた。議会はチェック機関で同時に議決機関でもあり、在任を主張している。

・合併時は須木の議員は在任だった。その後の定数は少なくとも結構だ。行政能力を向上するため、1年間は報酬が低くても良いので、在任特例でやらしてほしい。

小林市選出委員から「定数特例」、高原町・野尻町選出委員から「在任特例」を望む意見が多く出されたが、意見が集約できないため、次回継続協議とすることとした。

第5回小委員会経過報告

8月21日 小林市社会福祉センター2階大会議室

●小林市選出委員の意見

・昨日、3市町の議長、副議長で話し合いがなされたようだが、進展する内容であったのか。・・・(小林市議会は定数特例適用の意見を述べ、両町からは、別段意見はなかった。小委員会の協議結果を踏まえて、再度検討することとなった。)

・今回で5回になる、そろそろ接点を見出さないといけない。高原・野尻の皆さんが、小林市の定数特例に向かっていくという意見が出れば前に進むのでは。
・それぞれ議会・議員の立場で発言されており、確固たる数値での発言でない。アンケート結果による公の資料で判断すべき。在任特例については、絶対承伏しかねる。

・前回合併のアンケートで、「ある一議員のお陰で合併できなかった」とあり、ずっと気になっていた。本当に合併するのなら、もうちょっと意見を合わすべき。

・町立病院の問題は、行政上・法律に沿って解決していく問題。議員数が多い少ないという問題ではない。少数精鋭の議員が勉強して取り組んでもらえばいい。

・小林の方から町立病院を無くすとか言ったことはない。医院長の給与格差の調整が問題である。議員定数の問題と病院の問題はかみあわない。

・「町民が、町民が」といっていらざっと平行線のまま、小林市は絶対に定数と言っている訳だから。

・定数特例が妥当である理由として、議員がなくなる不安をなくし、議会での合併促進を促す。アンケート結果でも議員の増は、市民の意に反する。旧須木

村との在任特例でも市民の批判にあっている。住民は合併により様々な影響を受けるが、議員だけがなぜ救済されるのかなど。

- ・定員削減については、区長会から定員削減を申し入れた経緯がある。小林市においても24人という定数は多いと思う。

- ・住民の声は、確実性がすごくある。アンケートを書いた人は、本心を書いていると思う。高原町は区長会、野尻町は未来を考える会との意見交換の中で、在任を支持する意見があったといわれるが、高原町の区長からは、そういう声はなかったとも聞いている。

- ・アンケートでは、議員数の減に不安をあまり感じていない。この結果をどう理解しているのか。前回の合併破綻で、数千万の金が消失し、どう責任を感じているのか。

- ・小林は前回のことがどうしても引っかかる、皆さんが離脱したわけだから、それはなかったことと言われても、小林市民に説明できない。

- ・アンケート結果は3,000人程度で、あまり参考にならないと言われたが、重視すべき。

- ・在任の方が安いといわれるが、報酬はこの委員会では決められない問題。行財政改革の面から定数特例が妥当と考える。

- ・議員数や職員数の削減が一番の目玉、一般住民が一番具体的な分かりやすい所である。その中で在任特例はいかがなものか。議員が率先して模範を示すべき。

- ・このままでは平行線である。今までに莫大な経費を使っている。本当に議員が多ければそれだけの意見がでるのか。必ずしも多ければいいと思わない。高原町・野尻町は本当に合併する気があるのか疑う。住民も望んでいるのか、アンケート等の方法はないのか。

- ・普通の市民として、議員は多いとつくづく聞いてきた。合併時点で在任であると住民はどんな風に考えを出すのか。

- ・畜産においては、高原・小林・野尻・須木は相当前から合併という形で動いている。合併になれば早く理解を得られると思う。

- ・平行線で進展しない。この小委員会を協議会に差し戻してはどうか。

●高原町・野尻町選出委員の意見

- ・高原町立病院を今までどおりにしてもらうには、一人でも多くの議員に意見を言ってもらえるよう在任して欲しい。

- ・病院問題については、それが編入される小さな町の住民の不安な面である。住民が在任を願うひとつの面である。

- ・小林の議員が高原を回られた中で、定数特例でないと小林市議会は否決すると、言っている様だが、それではこの小委員会の意味が無い。編入合併申入れ

時に定数特例でないといけないということは条件になかった。

・合併新法の中でも在任特例は謳ってあり、議員の救済ということではない。新しい小林市をつくるにあたり、在任の中で1年間ぐらいは皆で協議していきたい。

・大方ではなく、多くの区長が、在任特例で頑張ってくれといったことは事実。みな同じだと思うが、1年に2回も選挙をしたくないことは確かだが、合併後に調整する項目も多い。調整について、議員が半減することは、町民の不利益に繋がりにかぬない。

・経費面からいけば、定数も在任もトントンであり、1市2町1村時にも60人前後の議員が在任することで、協議が進んでいた。44人で議場が狭いとかは言い訳にしかない。

・住民説明会の出席も少なかったと思うが、財政用語など、ピンとこない住民はたくさんおり、不安が多い。住民としては合併の賛成・反対の明確な表現ができない感じがする。とすれば議員は住民の代表なので、多ければいいということではないが、意見を反映して欲しい。

・アンケート結果については、40%にも満たないもので、参考程度しかない。前回の合併時の責任は過去のこと、今言うべきではない。議員削減するのであれば、次の統一選挙で法定数以下、オープン選挙でいいと思う。

・在任を主張するにあたり、以前旧須木村の方々が5万円あがったが、我々はそういうことは望んでいない。報酬等審議会にも現行の報酬を申し入れれば、報酬額を上げるということにはならないと思う。

・野尻町商工会と議員の懇話会の中で、「合併は時代の流れでしないといけない。しかし、分からないことが多いので、1年ぐらいは頑張ってもらいたい。」との要望であった。合併後の一般選挙において、思い切った削減をしていけば、必ず住民の理解を得られると思う。

・本当に合併を望んでいるのかという厳しい意見だが、道州制を考え少しでも大きい自治体になるよう、合併をなんとしてもまとめた。

・この小委員会で決めないと、協議会への差し戻しはやっぱりおかしい。

小林市選出委員から「定数特例」、高原町・野尻町選出委員から「在任特例」を望む意見が多く出されたが、意見が集約できないため、新市の議員定数・選挙区等の取扱いも含めて、次回に協議することとした。

＜農業委員会の委員の定数及び任期等について＞

(1) 経過

農業委員会の委員については、農地を取扱う特殊性、地元委員の地域密着型である現状や重要性について審議を重ねた。

7月11日に3市町の農業委員会の代表者会が開催され、第3回の小委員会で報告された。内容については、1. 新市に一つの農業委員会を設置し、2町に分室を置く。2. 選挙区を3つ設置。(旧3市町区域) 3. 公選委員数の現状維持。4. 在任特例の適用を要望する。ということであった。

これらの意見等も踏まえた上で審議を行い、第5回小委員会において、次のとおり調整案が確認された。

1. 高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。
2. 農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
3. 在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、旧小林市区域22名、旧高原町区域8名、旧野尻町区域6名を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。
4. 農業委員会の委員の報酬額は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。

第2回小委員会経過報告

6月26日 野尻町役場大会議室

農業委員会委員の定数及び任期等について事務局より説明があり、委員から次のような意見が出された。

- ・農業委員の役割、概要について教示願いたい。農地転用数は分かるか。
- ・各市町の農地面積等を示していただきたい。
- ・小林市の有権者数が少ない理由は。
- ・野尻町では担当区があり、自分で選挙人名簿をチェックしている。
- ・農地転用について須木地区は動いていないと聞いたが、転用があるということを確認できる資料がほしい。

- ・高原町としては在任で考えている。8名の委員がいるが人数が足りないくらい。せめて8名を維持したい。
 - ・2町では農業委員はかなり少なくなってきた。公選委員だけでやっていけるのか。仕事に支障があるのなら確保しなくてはいけない。
 - ・小林市の業務量の状況はどうか。
 - ・合併期日いかんでは5年間在任になるが問題ないか。農業委員は他の地域のこととは分からないと思うので、現行のままでいかないと無理だろう。在任特例がよいのではないか。
 - ・農業委員は農家の財産を守る仕事。現状維持もしくは、それ以上の定数が望ましいと思う。
 - 委員の意見・質疑に対し、事務局から次のような説明がありました。
 - ・農業委員は、農地転用、農家の経営改善等の重要な役割を担っている。委員削減はありえないと考える。
 - ・小林市の選挙人名簿登載は、自主申告制となっており、被保険者数は7,800人ほど。農家台帳システムを整備して数値の正確性を上げる。
 - ・常会制度で集約していたが、昨今の個人情報保護の関係で制約される。自主申告制だが、今後、職権で選挙人名簿に計上できるよう上部団体等とともに検討していきたい。
 - ・須木との合併時は面積が増加した。小林市の業務は今のところ大丈夫だが、高原町、野尻町分まで賄えない。
 - ・最長5年の在任期間になることは問題ない。
- 最後に、7月14日に小委員会を臨時開催すること等を確認した。**

第3回小委員会経過報告

7月14日 小林市役所大会議室

- ・農業従事者は65歳以上の男性が多く、高齢化が進んでいる。また若年層が少ないことで担い手がいないことがうかがえる。耕作放棄地も増加している。農業委員の重要性はよく分かり、在任特例適用で問題ないのではないか。
- ・農業委員は地域密着である。公選委員だけでは足りないのでは。在任特例でいいのではないか。
- ・農地は地元の委員でないと分からないことがある。
- ・選挙区も各市町の3地域で良い。
- ・高齢化も進み遊休地も増加している現状。ぜひ在任でお願いしたい。
- ・合併の期日次第では、在任期間は最長何年になるか。

- ・合併後に選任委員の選任はできるのか。
意見を踏まえ、農業委員会委員の定数及び任期等については、次回確認することとした。

第4回小委員会経過報告

7月31日 小林市須木総合ふるさとセンター1階研修室

- ・在任特例の意見が多数である。
- ・選挙区は3つでお願いしたい。
- ・公選委員の人数は。
- ・選任委員の振り分け可能とは次回でのことを言っているのか。
- ・農業委員会は一つでいいのでは。
意見を踏まえ、「①農業委員会の委員は合併新法に基づき、在任特例を適用する②新市に農業委員会を一つ置く③1市2町の区域に3選挙区を設置する」ということを確認した。

第5回小委員会経過報告

8月21日 小林市社会福祉センター2階大会議室

- ・農業委員会事務局で話し合いはなかったのか。
- ・1号委員と2号委員の数の検討は行われなかったか。
- ・25年3月19日までの任期となる。新市になってから委員の定数を話し合うということか。
- ・在任特例を認めると決めたわけなので、そのままでもいいのでは。
- ・25年3月19日まで、野尻では11名の半分で業務をすることになるが、業務に不安があるが、その点はどうか。
意見を踏まえ「①在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、旧小林市区域22名、旧高原町区域8名、旧野尻町区域6名を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。②農業委員会の委員の報酬額は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。」ということを確認した。

★小委員会等の開催状況

第1回	平成20年5月29日(木) ○ 小委員会スケジュール(案)について ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて(事務局資料説明)
第2回	平成20年6月26日(木) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて ○ 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて(事務局資料説明及び質疑応答) ○ 議会議員・農業委員取扱い小委員会臨時開催について
※ 先進地視察研修(平成20年7月8日～9日:延岡市・大分市)	
第3回	平成20年7月14日(月) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて ○ 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて
第4回	平成20年7月31日(木) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて ○ 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて
第5回	平成20年8月21日(水) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて ○ 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて
第6回	平成20年8月28日(木) ○ 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて(最終確認) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて